

高年齢者雇用安定法が改正された今、
これからの高年齢者の雇用を考えてみませんか？

☆参加費無料
事前申込みが
必要です。

ZOOMウェビナー
による

※ご参加いただくには、
ZOOMウェビナーを
視聴できるPC環境が
必要です。

令和3年度 高年齢者雇用管理 オンラインセミナー

～就業確保措置の導入を見据えて高年齢者雇用を考える～

愛知労働局では、令和3年4月1日施行された改正高年齢者雇用安定法をはじめ、高年齢者の雇用に関するさまざまな情報について、ZOOMウェビナーによるオンラインセミナーでご紹介しますので、ぜひお気軽にご参加ください。



【日時】令和4年1月19日（水）13：30～16：00

【プログラム内容】

I 改正高年齢者雇用安定法について（令和3年4月施行）

＜愛知労働局職業安定部職業対策課＞

- ・高齢法の令和3年4月1日改正のポイントについて解説します。

II 高年齢者雇用と同一労働同一賃金の考え方について

（パートタイム・有期雇用労働法 大企業：令和2年4月、中小企業：令和3年4月施行）

＜愛知労働局雇用環境・均等部指導課＞

- ・定年後の継続雇用における賃金の考え方などについて解説します。

III エイジフレンドリーガイドラインについて（令和2年3月策定）

＜愛知労働局労働基準部安全課＞

- ・高年齢者を雇用する上で、労災のない職場を目指しましょう。

IV 雇用保険マルチジョブホルダー制度について（令和4年1月施行）

＜愛知労働局職業安定部職業安定課＞

- ・令和4年1月1日新設したマルチジョブホルダー制度について解説します。

◆対面会場はご用意しておりません。オンラインのみの開催です。

◆セミナーは録音・録画禁止とさせていただきます。

先を見据えた
次の一手！



※申込み方法は裏面をご参照ください。

愛知局HP

愛知労働局 高年齢者の雇用

検索



主催：愛知労働局・ハローワーク



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

2021.11

高年齢者雇用管理オンラインセミナーの参加申込み方法について

◎ 下記をお読みいただいた上でメールで参加
申込先メールアドレス宛お申し込みください。

申込み受付期限：
令和4年1月4日（火）まで

お申し込みは、①企業名、②所在地、③連絡先（TEL）及び④連絡先（メール）
⑤参加者の役職及び⑥氏名を記載のうえ、メールの件名に「高年齢者雇用管理オンラインセミナー申込みの件」と記載してメールでお申し込みください。

下記に記載しPDF化して添付していただくか、愛知労働局HP（「高年齢者の雇用」ページ）にエクセル様式の申込み書を掲載しますので、こちらをダウンロードして必要事項を入力の上、メールに添付し、下記アドレスまでメールしてください。
ベタ打ちで①から⑥を記載していただいてもかまいません。

◎ **申込期限（令和4年1月4日）から1月10日の間に参加ID及びパスコードを連絡先メールアドレス宛に送付します。1月10日までに返信メールが届かない場合は、下記問い合わせ先までご確認くださいますようお願い申し上げます。**

①企業名		
②所在地		
③連絡先（TEL）		
④連絡先（メール）		
⑤参加者の属性について一つ選んで番号をご記入ください。	1.経営者 2.会社役員・管理者 3.人事労務担当 4.労働組合関係者 5.その他従業員 6.社会保険労務士 7.行政等団体職員 8.その他	
⑥参加者の氏名		

※上記①～⑥で記載いただいた内容は当セミナー関係連絡用以外に使用しません。

参加申込先（メール）：aichi-kourei@mhlw.go.jp

ZOOMにかかる留意事項

ビデオ会議ツール「Zoom」のウェビナー機能を利用して開催いたします。
ご参加予定の環境でZoomが使用可能であることを「Zoomの接続テスト」
（<https://zoom.us/test>）で事前にご確認ください。
パソコンからご参加の場合はWebブラウザからご参加いただけますが、
タブレット・スマートフォンより参加の場合、アプリのインストールは必須です。

※当セミナーに参加するには愛知労働局におけるオンラインを活用したサービス利用規約（愛知労働局ホームページに掲載）への同意が必要です。参加申込みをした時点で同意があるものとみなしますのでご承知ください。

【お問い合わせ先】愛知労働局 職業対策課（０５２－２１９－５５０７）